

静岡県水循環保全条例（令和4年静岡県条例第16号）第18条第1項の規定による開発行為の届出があったので、静岡県水循環保全条例施行規則（令和4年静岡県規則第31号）第5条第10項の規定に基づき次のとおり公告する。なお、同条第11項の規定に基づき、当該公告に係る開発区域の周辺地域の住民及び利害関係人は、知事に健全な水循環の保全の見地からの意見書を提出することができる。

令和7年4月18日

静岡県知事 鈴木康友

1 開発区域の位置

静岡県浜松市浜名区細江町気賀字山後1275番8ほか

2 開発行為の内容

水源保全地域内開発行為概要書（様式第4号）及び水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置計画書（様式第5号）による。

3 届出年月日

令和7年3月31日

4 届出書類の縦覧場所

静岡県暮らし・環境部環境局水資源課に備え置くほか、静岡県ホームページ内に掲載する。

ホームページURL

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/suishigen/1052286/1057239.html>

5 意見書の提出方法等

(1) 記載事項

意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、開発区域の位置、連絡先（電話番号や電子メールアドレス等）並びに意見の内容

(2) 提出期間

令和7年4月18日から令和7年5月2日まで（必着）

(3) 提出方法

電子メール又は郵送による。

(4) 提出先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県暮らし・環境部環境局水資源課

電話番号 054-221-2289

E-mail mizu_shigen@pref.shizuoka.lg.jp